

# 流動財産譲渡担保の追及効による担保権者の保護

—UCC 第9編プロシーズによる担保権者の保護を手がかりとして—

堀 竹 学

1. はじめに
2. UCC におけるプロシーズによる担保権者の保護
  - (1) プロシーズの規定
  - (2) 金銭プロシーズへの追及
  - (3) 米国連邦倒産法363条に基づく管財人の処分権
3. UCC における担保目的債権に対する設定者の取立権
4. 日本法への示唆
  - (1) 物上代位による担保権者保護との関係
  - (2) 延長型流動債権譲渡担保における設定者の取立権
5. おわりに

## 1. は じ め に

流動動産譲渡担保の目的物は、集合物としての同一性を維持しつつも、その構成部分は変動し、新陳代謝していくことが予定されているものである。そのような性質上、設定者には、通常の営業の範囲内において、個別の動産を集合物から分離して処分する権限が当然に与えられていると解されており、その権限内で行われた処分の相手方は目的物につき完全な所有権を取得することができ、譲渡担保権の追及力はこれに及ばないことになるとされる<sup>1)</sup>。

この点について、最高裁判所は、①最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁ではじめて認めた。ただし、同判決は、流動動産譲渡担保設定者による通常の営業の範囲内についての定義を示すことがなかった。しかし、同日なされた最高裁判例である②最一小判平成18年7月20日判タ1220号94頁は、第三者のためにさらに譲渡担保を設定することが、設定者にゆだねられた通常の営業の範囲内の処分には当たらないとして、明示している。ただし、同判決も設定者による通常の営業の範囲についても定義を示しておらず、この点について筆者は検討してきた<sup>2)</sup>。

1) 最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁、最一小判平成18年7月20日判タ1220号94頁、我妻榮『担保物権法（民法講義Ⅲ）』666頁（岩波書店、新訂、1968）、加藤一郎＝林良平『担保法大系』698頁〔吉田真澄〕（金融財政事情研究会、第4版、1985）、松井宏興『担保物権法』215頁以下（成文堂、補訂版、2008）。

2) 堀竹学「流動動産譲渡担保設定者による通常の営業の範囲」総合政策論叢1頁以下（2011）。

米国では、統一商事法典（UCC）第9編（担保付取引）320条(a)項において、通常の営業過程における買主 *buyer in ordinary course of business* は、たとえその購入した動産に担保権が設定されていても、担保権の負担のない所有権を取得できるとする。この規定は、UCCにおいて初期融資者の優越の法理の例外の定めである<sup>3)</sup>。このようにUCCが初期融資者の優越の法理の例外として、通常の営業の過程における買主を保護したのは、①担保物件の販売による収益によって債務者が被担保債権の返済原資を得ることを通じて担保権者の利益にもなること、②取引の安全を図ること、③担保権者の利益はプロシーズによって図ることにある。

このような考慮は、流動動産譲渡担保が債務者（設定者）事業継続のための担保であるという観点<sup>4)</sup>としてわが国でも既になされている。そして、UCC第9編におけるプロシーズ制度は、担保権の追及効を担保目的動産の代償物に及ぼしたものである。これは、わが国の物上代位制度という類似の制度が存在したりするので、パラレルに考えられるところである。また、流動動産譲渡担保の延長型として流動債権譲渡担保の設定がなされている場合にも、担保目的財産の代償物である債権（主として売却代金債権）にも追及効が及んでいる。さらに、この検討をするにあたって、延長型流動債権譲渡担保契約による担保権者の保護については、流動債権譲渡担保において設定者が取立権を留保されていることと関連して問題がある。なぜならば、流動債権譲渡担保において設定者が弁済受領していない残債権が存在するか、取立権限外での取立がある場合、担保権者には現実に債権回収の可能性があり保護されると考えられるからである。流動債権譲渡担保においては、目的債権の取立権限が設定者（譲渡人）に留保されるという流動債権譲渡担保契約における独立の債権の合意であるとされている<sup>5)</sup>。しかし、担保目的での集合債権譲渡の場合に、このような目的債権の取立権限留保の合意がなければ、流動動産譲渡担保のように設定者に通常の営業の範囲内での目的債権の取立権限が与えられないのかなお問題となる。

以上より、UCC第9編におけるプロシーズ制度を示し、その状況とわが国の担保目的動産の追及効の状況を比較することが、わが国の流動動産譲渡担保における設定者の目的動産の処分のあり方を示すことに有用であると考ええる。

そこで、本稿ではUCC第9編におけるプロシーズ制度とわが国の物上代位制度及び延長型流動債権譲渡担保における担保目的動産の追及効を比較することで、わが国への流動動産譲渡担保における設定者の目的動産の処分の規定のあり方への示唆を得てみたいと思う。

3) 森田修『アメリカ倒産担保法「初期融資者の優越」の法理』154頁（商事法務、2005）。なお、同法理はアメリカ動産担保法における初期融資者が債務者からの債権回収において優越的地位を有するとして呼称されているものである。同書4頁。

4) 池田真朗「ABLの展望と課題——そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL21頁以下（2007）、池田真朗「ABL等に見る動産・債権担保の現代的課題 新しい担保概念の認知に向けて」伊藤進先生古稀記念『担保制度の現代的課題』280頁（日本評論社、2006）が提唱されている考えである。

5) 最一小判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁。

## 2. UCC における プロシーズによる担保権者の保護

### (1) プロシーズの規定

UCC § 9-315(a) は、担保権の売買、リース、使用許諾、交換その他の処分がなされても、その担保物に対する担保権または農業上のリーエンは、担保権者がその担保権または農業上のリーエンの負担のない物として処分を許した場合でなければ、その担保物に対して継続するとしている。また、担保権は、担保物の特定可能なプロシーズに付着するとしている。すなわち、担保物の処分がなされた場合、担保権者は担保物に対してもなお担保権を有すると共に、担保物のプロシーズにも担保権を有することとなる。ただし、担保権者が債権の担保として満足を受けられるのは当然どちらか一方である<sup>6)</sup>。しかし、UCC § 9-320(a) により担保権設定者が通常の営業の過程による売却をした場合には、担保権の負担のない担保物として買主は当該物に所有権を有することになる。したがって、担保権者は担保物のプロシーズの担保権を有するだけになってしまう。

この場合には、担保権者が害されることになるようにも思われるが、UCC は、担保権者の保護は、新規に債務者に帰属したプロシーズにも担保権を拡張するという方法により図ることができると考えられていた。ただし、担保権者にプロシーズが与えられていることにより、設定者に担保目的物の処分権が担保権者から授けられているとするものではないとしている<sup>7)</sup>。

そこで、UCC におけるプロシーズ制度は担保権設定者の処分権と密接に関わっているので、分析してみる。

UCC § 9-102 (定義および定義の索引) の(a)項(64)号では、プロシーズの定義について以下のように定めている<sup>8)</sup>。

米国統一商事法典 (UCC) 第 9 編102条 (定義および定義の索引)

(a) [第 9 編の定義] 本編において、

(64) 「プロシーズ proceeds」は、第9-609条(b)項で用いられる場合「進める proceed」[という動詞でとして用いられる場合]を除き、次の財産を意味する。

(A) 担保物の売買、リース、使用許諾、交換、またはその他の担保物の処分によって獲得されるもの；

(B) 担保物について取り立てられたもの、または担保物のために配当されたもの

(C) 担保物から生じる権利

(D) 担保物の価額の限度で、損失、不遵守、または担保物の使用妨害、欠陥もしくは権

6) UCC § 9-315, Official Comment 2.

7) UCC § 9-315, Official Comment 2.

8) 本条の訳文には、田島裕『UCC コメントリーズ 第3巻担保付取引』11頁以下(レクシスネクシス・ジャパン, 2009)、田島裕『UCC2001 —アメリカ統一商事法典の全訳—』404頁(商事法務, 2001)があり、参考にした。

利侵害、または危害から生じる請求権；または  
 (E) 担保物の価額の限度で、かつ、債務者もしくは担保権者に支払われる限度で、損失、不遵守、または担保物の使用妨害、欠陥もしくは権利侵害、または危害の理由によって、支払われる保険給付金。

そして、UCC § 9-315（担保物の処分およびプロシーズに関する担保権者の権利）では、プロシーズに関する担保権者の権利について、以下のように定めている。

米国統一商事法典（UCC）第9編315条（担保物の処分およびプロシーズに関する担保権者の権利）

(a) [担保物の処分；担保権または農業上のリーエンの継続；プロシーズ]

担保権の売買、リース、使用許諾、交換その他の処分にかかわらず、その担保物に対する担保権または農業上のリーエンは、担保権者がその担保権または農業上のリーエンと切斷して処分を許した場合でなければ、その担保物に対して継続する。；そして

担保権は、担保物の特定可能なプロシーズに付着する。

(b) [混合されたプロシーズの特定可能性] 他の財物と混合されたプロシーズは、次の限度で特定可能なプロシーズである。

プロシーズが物品の形である場合には、第9-336条によって規定される限度；そして

プロシーズが物品でない場合には、関係する種類 type の混合財産に関して、本編以外の法律により許された、エクイティの原則を含む追及方法によって、担保権者がプロシーズを特定した限度。

(c) [プロシーズに対する担保権の完全化] プロシーズに対する担保権は、もし元の担保物に対する担保権が完全化されているときは、完全化された担保権である。

(d) [完全化の継続] プロシーズに対する担保権は、その担保権がプロシーズに付着した後21日目に完全化の効力を失う。ただし、次の場合はこの限りでない：

(1) 以下の諸条件が満たされている場合、

(A) 登録された与信公示書が元の担保物を対象としていること；

(B) そのプロシーズが、当該与信公示書を登録された事務所で登録することによって完全化されうる担保物であること；そして、

(C) そのプロシーズが、現金売上金と一緒に獲得されたこと；

(2) そのプロシーズが特定可能な現金売上金である場合；または

(3) プロシーズに対する担保権が、その後20日以内に担保権がプロシーズに付着した時、

(c)項による以外の方法で完全化された場合。

(e) [プロシーズに対する完全化された担保権が完全化されていない担保権になる時]

もし登録された与信公示書が元の担保権を対象としている場合、(d)項(1)号により完全化された状態を維持しているプロシーズに対する担保権は、次のうち遅い方の時に、完全化されない担保権となる。

(1) 登録された与信公示書の効力が、第9-515条の期間を徒過するか、または第9-513条

- により解除される時；または  
(2) 担保権がプロシーズに付着した時から21日。

旧 UCC § 9-306(1) には、売却代金、賃料が想定されていたが<sup>9)</sup>、現行 UCC § 9-102(a)(64)(C) では、担保物から生じる権利を加えたために、範囲が広がっている。これは、経済的等価性に実質的に着目して変形物への価値追及を認める判例<sup>10)</sup>の展開を踏まえたものであり、農産物の収穫について設定されていた担保権のプロシーズとして、政府の農産物作付けプログラムの補償金が挙げられる<sup>11)</sup>。また、現行 UCC § 9-102(a)(64)(E) では権利侵害や物理的損傷による保険金を、現行 UCC § 9-102(a)(64)(B) では配当としての現金や株式配当も含まれるようになった。さらに、以前は債務者がプロシーズとなる人的財産を受領していなければならないとしていたが、そのような受領の要件は理由がなく、1999年改正の起草者はその要件を削除している<sup>12)</sup>。

また、UCC のプロシーズは、わが国の民法304条に基づく物上代位のように主として請求権が目的とされるのではなく、UCC § 9-102(a)(64) の定義規定に示すように、(A)(B)(E) により、担保目的物の価値変形物とされるその物を対象としており、範囲が広がっている。UCC § 9-315(a)(2) により、物自体が対象になるので、特定可能であることを要件としているのみで、わが国の民法304条ただし書が定める払渡しまたは引渡し前に目的債権の差押えの必要はない。なお、わが国の物上代位制度では、売買、賃貸、滅失損傷により生ずる債権だけが明定されているが、UCC § 9-102(a)(64)(A) では、交換契約も定めている<sup>13)</sup>。さらに、UCC では、プロシーズのプロシーズも認められている。

## (2) 金銭プロシーズへの追及

次に、プロシーズにより担保権が維持されるための要件として、UCC § 9-315(a) により価値変形物に対して特定可能性がなければならないとする。しかし、わが国の物上代位制度のように、価値変形物を払渡しまたは引渡しの前に差押えすることを要件とはしていない。ほとんどの場合、プロシーズの特定可能性は容易である。しかし、現金、小切手、その他金銭の支払いから生じる場合には問題となることがある。そして、その金銭が銀行口座に預けられる場合に特に問題である<sup>14)</sup>。ここで、金銭のように価値変形物が物品でない場合には、エクイティの原則を含む追及方法によって特定可能であることとしている。金銭に関しては、古くは「金銭に目印なし money has no earmark」として、コモン・ロー

9) UCC § 9-315, Official Comment 2 (2012).

10) McLemore, *Trustee v. Mid-South Agri-Chemical Corp.*, 41 B. R. 369 (Tenn. 1984).

11) UCC § 9-102, Official Comment 5.i (2012).

12) James J. WHITE, Robert S. SUMMERS & Robert A. HILLMAN, *UNIFORM COMMERCIAL CODE* Vol. 4, at 326 (6th ed. 2015).

13) なお、UCC § 9-102(a)(64)(A) では、リース、使用許諾によるとしているが、対象の範囲としては、わが国の賃貸借とバラレルに考えてよいと思われる。

14) WHITE, SUMMERS & HILLMAN, *supra* note 12, at 328.

上は他人が有する金銭に金銭が混和されるとその時点で追及はできないと考えられてきた。しかし、コモン・ローまたはエクイティのいずれにおいても疑問が呈され、追及可能であると考えられている<sup>15)</sup>。

この点について、UCC 下でのリーディングケースが *Universal C.I.T. Credit Corp. v. Farmers Bank of Portageville* 事件<sup>16)</sup> で、担保目的物の代金が他の資金と混和した後、銀行口座から引き落としがあったという事実だけではプロシーズは特定不可能ではないとする。同事件の概要は以下の通りである<sup>17)</sup>。金融業者である X（原告）は自動車販売業者 A と在庫を担保として融資した。その融資契約の内容は、自動車メーカーから A に対する請求書に基づき X が支払いをした場合には、X は A が有する在庫自動車に担保権を取得する。そして、A が当該担保目的物である自動車を販売した場合には、X から A への貸付金に対し、直ちにその販売代金でもって弁済することを求められる。その弁済の方法は、A が Y 銀行（被告）に開設した小切手口座からの小切手によるものであるとされていた。X は当該担保権についてした与信公示書にはプロシーズについても担保物記載がなされていた。このような状況で、X は A に対し 1969 年 12 月をもって X は A との当該融資契約の更新を拒絶した。そこで、A は Y と謀って、自動車販売代金 16,000 ドルについて振り出された小切手を X に送付しないで、Y に対する借方に記載し、Y に対する貸方勘定 12,000 ドルを相殺し、残り 4,000 ドルについて A は引き出した。これに対し、X は自身の担保権が優先し、Y に対してプロシーズの返還を求めて提訴した。裁判所は、担保目的物の代金が他の資金と混和した後、銀行口座から引き落としがあったという事実だけではプロシーズは特定不可能ではないとする根拠として、旧 UCC § 9-306(2) の公式コメント 2 を援用している。そのコメントでは、担保権者が金銭プロシーズに対して有する権利は、金銭プロシーズが債務者の小切手口座に入金され、債務者の事業活動の中で引き出された場合には、その金銭の受領者には担保権の負担を負わせるものではないことを原則とする。しかし、詐欺的譲渡によって通常の営業の過程外等で担保権者を害する意図で債務者と共謀して金銭を受領した者に対しては、担保権者はプロシーズの返還を請求できるとしていた<sup>18)</sup>。

次に、*Brown & Williamson Tobacco Corp. v. First National Bank of Blue Island* 事件<sup>19)</sup> は、設定者名義の銀行口座中の金銭に混和したプロシーズについて、特定可能である限り、その上に担保権が存続するとしている。同事件の概要は以下の通りである<sup>20)</sup>。たばこメーカーである X（原告）は、卸売業者と在庫取引とその在庫商品を担保とする融資について契約を締結していた。そして、与信公示書に在庫商品とそのプロシーズは共に担保物記載がな

15) 松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性 —違法な金銭混和事例を中心に—」『現代における物権法と債権法の交錯』370頁（1998）、直井義典「UCCにおける代償物に対する担保権の効力について」徳島大学社会科学研究所21号7頁以下（2008）に詳しい。

16) *Universal C.I.T. Credit Corp. v. Farmers Bank of Portageville*, 358 F. Supp. 317 (Mo. 1973).

17) 森田・前掲注(3)58頁注(39)に紹介されており、参考にした。

18) UCC § 9-306, Official Comment 2(c), PRE-REVISION ARTICLE 9(2014-2015).

19) *Brown & Williamson Tobacco Corp. v. First National Bank of Blue Island*, 504 F. 2d 998 (7th Cir. 1974).

20) 森田・前掲注(3)59頁注(41)に紹介されており、参考にした。

されていた。Aは取引の決済のためにY銀行に小切手口座を開設していた。Aの経営が困難となった1969年2月17日に本件口座に713,586ドルの残高があったが、そのうち113,911ドルはXからの仕入れ品の販売代金であった。同日XはYに250,000ドルの支払いを求めたが、YはAの口座の残高不足を理由に支払いを拒絶した。他方で、YのAの経営者である個人に対する期限未到来の債権等252,567ドルと他のたばこメーカーへの支払い等247,170ドルを口座から出金した。2月24日にAは倒産し、管財人は、Yに対し530,000ドルの返還を求めて提訴したが、100,000ドルで和解している。XはYに対し、Yが自らの債権への弁済として引き落としした252,567ドルのうち、70,724ドルはXの商品の販売代金によるプロシーズであるとして返還を求めて提訴した。裁判所は、設定者名義の銀行口座中の金銭に混和したプロシーズについて、特定可能である限り、その上に担保権が存続するとした論拠は、旧UCC § 9-205は債務者が担保目的物を混和させても、担保権は無効とならないとしていることを述べる。その上で、旧UCC § 9-306(2)は混和が生じた以上、プロシーズ上の担保権は消滅するという起草者の一人であるギルモアの見解<sup>21)</sup>を採らず、混和後もプロシーズが特定可能である限りその上に担保権が存続するとしている。そして、その特定可能性は追及可能性で決まり、その追及可能性は一般的に受け入れられている会計学的手法によるとしている。

なお、設定者名義の銀行口座中に混和したプロシーズとその他の預金の残高が変動した場合には、プロシーズが銀行口座に預金された後、その預金残高の最低となった金額が特定可能性のあるプロシーズとなるという中間最低残高ルールが適用される<sup>22)</sup>。例えば、Chrysler Credit Corp. v. Superior Court 事件では、自動車販売業者の在庫担保権は混和によって消滅しておらず、中間最低残高ルールを適用することでそのプロシーズとして追及できる金額を決した<sup>23)</sup>。

以上より、UCCにおけるプロシーズは、わが国の物上代位制度のように第三債務者から債務者に払い渡される前に差押えすることが要求されるというものではなく、担保目的物が債権に変形し、その債権が履行され金銭となって一般財産と混和してもなお追及可能であるとしている。

### (3) 米国連邦倒産法363条に基づく管財人の処分権

連邦倒産法363条によれば、管財人は、告知と聴聞を経た後に、通常の営業の過程外で、財団所有財産を使用、売却、賃貸することができる((b)項)。また、通常の営業の過程であれば、自由に財産の売却、賃貸、処分をすることができる((c)項)<sup>24)</sup>。このように、管

21) GILMORE, SECURITY INTEREST IN PERSONAL PROPERTY, at 735-736 (1965).

22) UCC § 9-315 Official Comment 3 (2014), WHITE, SUMMERS & HILLMAN, *supra* note 12, at 328-329. 松岡・前掲注(15)374頁, 直井・前掲注(15)8頁。

23) Chrysler Credit Corp. v. Superior Court, 17 Cal. App. 4th 1303, 22 Cal. Rptr. 2d 37, 23 U.C.C. Rep. Serv. 2d 921 (1st Dist. 1993).

24) James J. WHITE & G. Eric BRUNSTAD Jr., SECURED TRANSACTIONS, at 177 (4th ed. 2013). ジェ

財人に広く処分権を認められているが、担保権者が担保目的物の変形物に対し、プロセス制度によって追及をすることが可能であり、ここでもプロセスにより担保権者の保護がなされている<sup>25)</sup>。

これに対し、担保目的財産となっている現金・流通証券・権利証券・証券・預金その他の現金同等物を意味するキャッシュ・コラテラル ((a)項)の使用は、利害関係人が同意したか、または裁判所が告知と聴聞の後に許可をした場合を除き、使用、売却、賃貸をすることは認められない ((e)項(2))。現金は費消しやすく、担保目的財産が消滅するおそれが高く、担保権者が担保目的財産に有する権利を保護する必要があるからである<sup>26)</sup>。

### 3. UCC における担保目的債権に対する設定者の取立権

UCC では、担保目的動産の売却代金債権もプロセスになることは認められている。そして、担保目的動産が流動動産である場合には、その売却代金債権は担保権となり、わが国の流動債権譲渡担保と同様の構造となる。そこで、UCC における担保目的債権に対する設定者の取立権についての規律をみってみる。

米国では19世紀には、建設業者の請負代金債権を金融機関に担保目的で譲渡することや繊維業者の売却代金債権をファクターに売却することがなされていた。しかし、どちらの場合も第三債務者は、債権の譲渡を通知され、譲受人に支払うように命じられていた<sup>27)</sup>。この債権譲渡担保取引はファクタリング型と呼ばれる<sup>28)</sup>。これに対し、20世紀に入ると、非通知型の担保目的の債権譲渡がなされるようになった。アカウント債務者に譲渡通知は行わず、アカウント債務者は債権の譲渡後も譲受人に対し弁済を続けるというものである。この債権譲渡担保取引はストレート型と呼ばれる<sup>29)</sup>。

このストレート型の債権譲渡担保取引は普及していったが、その有効性が問題となり、Benedict v. Ratner 事件<sup>30)</sup>で、担保目的の債権譲渡において、譲渡人に担保目的財産を処分する権利またはその売得金を利用する権利を留保することは、法律上詐欺的であり無効であると判断された。この事件の概要は以下のようなものであった<sup>31)</sup>。カーペット業を営む同族会社であるAは、Aの副社長の父であるY(被告)から1921年5月23日および同年7月1日の2度に分けて、15,000ドルずつ合計30,000ドルの融資を受けた。その担保とし

---

フ・フェリル=エドワード・J・ジャンガー『アメリカ倒産法(上巻)』423頁以下(レクシスネクシスジャパン, 2011), 福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説』84頁以下(商事法務, 2008)参照。

25) 福岡・前掲注(24)203頁以下参照。

26) ジェフ・フェリル=エドワード・J・ジャンガー・前掲注(24)425頁以下, 福岡・前掲注(24)86頁以下参照。

27) 森田・前掲注(3)31頁以下, 角紀代恵『受取勘定債権担保金融の生成と発展』91頁(有斐閣, 2008)。

28) 森田・前掲注(3)31頁。

29) 森田・前掲注(3)31頁。

30) Benedict v. Ratner, 268 U.S. 353, 45 S.Ct. 566 (1925)。

31) 森田・前掲注(3)35頁, 角紀代恵『受取勘定債権担保金融の生成と発展』14頁以下(有斐閣, 2008)に紹介されており, 参考にした。



てAはその現在および将来の受取勘定債権の一切をAに提供した。契約において、これらの債権の取立権をAが留保するとされ、Aはその回収金をYが回金請求するまでは自由に使用することができた。また、AはYに対する会計報告の義務もなく、譲渡対象債権の債務者に対して譲渡通知もなされなかった。ただし、毎月23日にAはYに対し既発生のすべての債権のリストを交付することとされていた。5月から8月までの間は、リストの残高は100,000ドルから12,000ドルで推移していたが、9月に9,000ドルに急落した。そこで、Yは9月17日に事後の取立てについて回金を求めた。この時、Aは支払不能に陥っており、Yもそのように判断していた。AはYに対し9月26日までに小切手、約束手形、商業引受手形、合計12,000ドル弱をすべて交付した。そして、9月26日に破産が申し立てられ、X（原告）が収益管理人に選任された。YはXに対してYに譲渡された債権から回収された金銭の回金を請求した。他方、XはYに対し9月17日から26日までにYが交付を受けた債権およびそこから受領した回収金を財団に返還するように求めた。第一審および控訴審共にYが勝訴した。しかし、最高裁は全員一致で原審の判決を破棄した。特に、ブランドイス判事は担保目的の債権譲渡において、譲渡人に担保目的財産を処分する権利またはその売得金を利用する権利を留保することは、実効的な権原の処分およびリーエンの創出とは相容れないドミニオン留保があるために、詐欺があるとみなされ、無効であるとしている。

そして、Corn Exchange National Bank and Trust Co. v. Klaunder 事件<sup>32)</sup>では、アカウント債務者に債権譲渡の通知がなされていない以上、担保権設定という資産の移転は生じておらず、債権者（譲受人と称する者）は無担保債権者にとどまると判示した。この事件の概要は以下のようなものであった<sup>33)</sup>。A社が経営不振に陥り、新たに運転資金を借り入れるにあたって、同社の大口債権者らは自身の債権が新たな借入金に劣後することを認めると共に、経営債権者委員会を設立した。その委員会は銀行X（原告）から必要な資金をその都度融資を受けること、およびその融資の際には担保としてAの有する売掛債権を譲渡することを取り決めた。売掛債権の譲渡にあたっては、譲渡はAの帳簿には記録されたが、第三債務者への通知はなされなかった。その後、Aに対して破産申立てがなされ、Aは破産宣告を受けた。AからXへの債権譲渡がなされたのが、破産申立て前4ヶ月以内であったので、Aの破産管財人であるY（被告）は、その債権譲渡を否認した。裁判所は、その否認を認めた。旧破産法60条が定める破産申立て前4ヶ月以内になされた財産の移転において、債務者からの善意有償取得者も債権者も他の同順位の債権者に優越するために破産申立て前に完成されていなかった場合には、その移転は破産申立て直前になされたものとみなされる。そして、この債権者が移転時に債務者は支払い不能であると信じる合理的理由がある場合には、破産管財人はその財産の移転を否認することができるとしている。これを通常、善意有償取得者テストと呼ばれている。マリス判事は、この善意有償取得者テストは、財産の移転が先行する債務のためになされた場合にのみ、その移転時期を定める

32) Corn Exchange National Bank and Trust Co. v. Klaunder, 381 U.S. 434 (Pa. 1943).

33) 角・前掲注(31)14頁以下に紹介されており、参考にした。

ために用いられるわけではない。よって、財産の移転自体は、現在の約因のためになされた場合であっても、移転時において債務者からの取得者や債権者に対して移転が完成していない場合は、当該移転は破産申立て直前になされたものとみなされ、従前の債務のためになされたものと扱われるべきであると判示した。これに対し、ジョーンズ判事の反対意見がある。債務者は移転時にその見返りを受けているので、本件の移転によって、債務者の財産は減少していない。破産法は支払不能の債務者が破産に至るまで担保提供を行うことによって、融資を受けることを否定するものではない。また、その融資によって債務者の経営が回復するかもしれず、すべての債権者の利益になることもある。よって、財産の移転が破産法60条に規定された時期になされた場合でも、その移転が否認の対象になるか否かは、従前の債務のためになされたのか、現在の約因のためになされたのか検討する必要があると判示している。

しかし、その後、ストレート型の債権譲渡担保取引の有効性を維持するために、Benedict v. Ratner 事件で債務者に取立権を与える契約を無効とした理論を否定する受取勘定債権法制定の動きが多く州で行われた<sup>34)</sup>。そして、債務者に担保目的である債権の取立権も認められ、かつ将来債権譲渡を認める爾後取得財産譲渡条項が全面的に認められるようになっていった。

そして、UCCでもその流れを踏襲し、UCC § 9-205(a)(1)は、担保権は、次のことだけを理由として、債権者に対し無効または詐欺的であるとはいえないとして、債務者の担保物の使用または処分を認める合意を有効としている。その使用権または処分権として、(B)に、担保物を取り立てる、和解する、強制する、またはその他の方法で処分することを挙げている。

また、UCC § 9-406(a)には、アカウント債務者の（譲渡人への）弁済の抗弁が規定されている。同条同項前段には、アカウント債務者は、満期のきた金額または満期となる金額が譲渡されたこと、かつ、その支払いが譲受人に対してなされるべきであることを記載した、譲渡人または譲受人によって正本化された通知を当該アカウント債務者が受理するまでに譲渡人にその支払いをすることによって、債務を消滅することができる定められている。これに対し、担保権者がアカウント債務者に当該通知をして、アカウント債務者が受理し、かつ直接アカウント債務者から支払いがなされる場合には、担保権者が債務者にしたりコース・ローンまたはノンリコース・ローンの債権額をそれらの支払いが減少させることになるので、債務者の不履行は担保権者にとりそれほど重要な問題とはならない<sup>35)</sup>。

しかし、現代の実務では、このような通知型の融資は通常行われていない。多くの場合、債務者のアカウント債権の譲受人の代理人として、債権が譲渡された後もアカウント債務者から取り立てを続ける<sup>36)</sup>。UCC第9編ではアカウント債権の担保付取引は、売買の形

34) 角・前掲注(31)95頁。

35) WHITE & BRUNSTAD Jr., *supra* note 24, at 389.

36) *Id.*, at 389.

態をとっており、権利移転の形式をとっている。UCC § 9-318(a) により譲渡人である債務者は当該債権の権利を有していないと定められ、譲受人に債権が確定的に移転しており、わが国でいうところの権利移転的構成となる。その上で、譲渡人である債務者（設定者）に取立権が債権的合意で授権されている。

そして、UCC § 9-607(a) により、担保権者は債務不履行後にアカウント債務者に対し、自らに支払いをするように通知した上（(1)号）で、アカウント債務者に譲渡対象債権の取立てが認められる（(3)項）。また、UCC § 9-607(a)(2) では、UCC § 9-315 により取得したプロシーズの満足も受けられるとしている。このように、（設定者）譲渡人または（担保権者）譲受人による債権譲渡の通知を当該アカウント債務者が受理していなければ、担保権者は担保目的の譲渡対象債権は権利行使できず、アカウント債務者は設定者に弁済することになる。

#### 4. 日本法への示唆

##### （1）物上代位による担保権者保護との関係

UCC では、新規に債務者に帰属したプロシーズも担保権を拡張するという方法で、担保権者の利害を守っていることから、UCC § 9-320(a) における通常の営業の過程における買主が、担保権の負担のない所有権を取得することができる。

わが国において、流動動産譲渡担保において担保権者から設定者に処分権を契約上付与されることなく、その担保権の性質上、通常の営業の範囲として処分権を設定者に広く認めることは、担保権者の権利を害しないか問題となる。そうであれば、流動動産譲渡担保に基づいて物上代位権を行使することが認められ、その行使要件がそれほど厳格なものとなれば、UCC と同様に流動動産譲渡担保において設定者に通常の営業の範囲として処分権を広く認めることもできる。

この点、まずそもそも非典型担保である譲渡担保に基づいて物上代位権を行使することができるかについては、最二小判平成11年5月17日民集53巻5号863頁がこれを肯定している。また、学説には、否定説<sup>37)</sup>、一部肯定説<sup>38)</sup> というものも少数存するが、多数説といえるのが、肯定説<sup>39)</sup> である。私見もこの説に与する<sup>40)</sup>。

そして、それが認められるとして、流動動産譲渡担保に基づく物上代位権の行使について、民法304条が定める一般的な要件とは別に、特別の要件の下として、最一小決平成22年12月2日民集64巻8号1990頁（原審；福岡高決平成22年3月17日金判1356号14頁）が、

37) 道内垣弘人『担保物権法』308頁以下（有斐閣，第3版，2008）。

38) 高橋眞『担保物権法』295頁以下（成文堂，第2版，2010）、内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』522頁以下（東京大学出版会，第3版，2005）。

39) 米倉明『譲渡担保』30頁（弘文堂，1978）、松岡久和「判批」法教232号112頁以下（2000）、竹内俊雄「判批」ひろば53巻8号71頁（2000）、近江幸治『民法講義Ⅲ 担保物権法』304頁，305頁（成文堂，第2版補訂，2007）、近江幸治「判批」ジュリ臨増1179号78頁（2000）、石田稔『担保物権法』678頁（2010）など。

40) 堀竹学「譲渡担保権に基づく物上代位の可否」社会とマネジメント9巻1号37頁以下（2011）。

通常の営業が継続されていないことを挙げている。これに対し、通常の営業が継続している場合には次のように述べて物上代位権の行使を否定している。同最高裁判例は「構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保契約は、譲渡担保権設定者が目的動産を販売して営業を継続することを前提とするものであるから、譲渡担保権設定者が通常の営業を継続している場合には、目的動産の滅失により上記請求権が発生したとしても、これに対して直ちに物上代位権を行使することができる旨が合意されているなどの特段の事情がない限り、譲渡担保権者が当該請求権に対して物上代位権を行使することは許されないというべきである。」として、流動動産譲渡担保が予定する個別動産の売却→売却代金債権の発生と取得・取立て→新たな動産の補充という継続的な事業サイクルを停止させてしまう代金債権に対する物上代位は認められないとしているのである。このように通常の営業が継続している場合には、流動動産譲渡担保に基づき物上代位をすることができないが、継続的な事業サイクルが回転している以上、担保目的動産の補充がなされたり、売却代金債権の取り立てがなされ被担保債権の弁済に当てられたりすることで、担保権者の保護になっている。

通常の営業が終了して、担保目的動産の対象となっている個別動産が処分され、補充されなくなっている以上は、担保権の実行通知がなくても、その担保目的動産は実質的に固定されているといえる。しかし、私見では、担保目的動産が固定化されていなくても、被担保債権の不履行の場合や、担保目的物の補充が一定期間なされない場合に、流動動産譲渡担保に基づき物上代位することを認めており<sup>41)</sup>、より担保権者の保護になる。

UCCのプロシーズは、担保目的物の価値変形物である債権に留まらず、その債権が履行された金銭やプロシーズからさらに生じたプロシーズまで追及を可能にしている。さらには、米国連邦倒産法363条に基づき管財人に担保目的財産の通常の営業の過程における処分を認めており、この場合にもプロシーズによる担保権者の保護を図っている。このようなUCCのプロシーズと同程度とまでに広範囲とはいえないが、売却代金債権に対して物上代位できるのであるのだから、設定者が担保目的動産を処分しても、その代価は取得できるので、UCC第9編と同様に、担保権者の保護を図られていると評価できる。また、現実に動産は不動産よりも減価・減耗（特に食品等）のリスクがあるから、当該動産の競売価格よりも売却代金の方が往々にして高額となり、担保権者の保護に資するといえるのではなかろうか。

なお、物上代位制度だけでなく、ABLとして、流動動産譲渡担保の設定と共に、その動産の売却代金債権に対して延長型流動債権譲渡担保を設定されることがある。この流動債権譲渡担保は、物上代位制度のように引渡しまたは払渡しの差押えをして行使して追及するというものでなく、担保として保持できるものであり、UCCにおけるプロシーズにより近いものとなる。したがって、延長型流動債権譲渡担保を設定することで、より担保権者の利益が図られるので、次に検討してみる。

41) 堀竹学「流動動産譲渡担保に基づく物上代位の可否」大阪経大論集63巻4号103頁以下（2012）。

## (2) 延長型流動債権譲渡担保における設定者の取立権

延長型流動債権譲渡担保契約による担保権者の保護については、流動債権譲渡担保において設定者が取立権を留保されていることと関連して問題がある。なぜならば、流動債権譲渡担保において設定者が目的債権を取り立てていない間は、担保権者には現実に債権回収の可能性があると考えられるからである。他方で、延長型流動債権譲渡担保は、ABLとして流動動産譲渡担保と共に設定される流動財産譲渡担保の一部であり、そうであることからすれば、債務者の事業継続のための担保でもある。よって、この延長型流動債権譲渡担保においても、設定者に担保目的債権の取立てを認め、それを被担保債権の原資にするか在庫の仕入れをして事業の継続を図ることが重要である。

それでは、担保目的での集合債権譲渡の場合に、このような目的債権の取立権留保の明示の合意がなければ、流動動産譲渡担保のように設定者に通常の営業の範囲内での目的債権の取立権限が与えられないのであろうか<sup>42)</sup>。

この点について、流動動産譲渡担保における流動動産が、譲渡担保権実行時までには、債務者に処分権が認められることに対比して、流動動産譲渡担保における流動債権も、譲渡担保権実行時までには、債務者に取立権が認められることになるものがある<sup>43)</sup>。しかし、設定者の処分権について、流動債権譲渡担保の場合と流動動産譲渡担保の場合で同様に解して良いであろうか。

これに対し、債権譲渡担保設定契約にあたり、債権取立権限が譲渡人（設定者）に留保されているが、これは債権譲渡担保設定契約と同時にされた目的債権の取立権限が設定者（譲渡人）に留保されるという流動債権譲渡担保契約における独立の債権的合意にすぎず、これをもって譲渡担保実行通知があるまでは債権が譲受人（設定者）に留められるものと解すべきでないとするものがある<sup>44)</sup>。これは最一小判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁でも「甲が乙に対する金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないこととした甲、乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるものの1つと解される。この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付

42) ここでは、流動債権が金銭債権であることを前提とする。

43) 堀龍兒「集合債権譲渡担保契約の諸問題」『新担保・執行法講座第4巻〔動産担保・債権担保等、法定担保権〕』124頁（民事法研究会，2009）。

44) 潮見佳男「担保のためにする債権譲渡における債権の帰属変更と第三者対抗要件」弘人＝大村敦史＝滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』89頁以下（有斐閣，2003）（以下、潮見『信託取引と民法法理』と略する。）、潮見佳男『プラクティス債権総論』473頁（信山社，第4版，2009）（以下、潮見『プラクティス債権総論』と略する。）、潮見佳男『法律学の森 債権総論Ⅱ』619頁（信山社，第3版，2005）、小野秀誠「判批」金判1142号62頁（2002）、平野裕之『民法総合3担保物権法』312頁（信山社，第2版，2009など）。

与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである。」と示している。最一小判平成19年2月15日民集61巻1号243頁でもこの平成13年最高裁判決を引用して、この考えに立つことが示されている。このように平成13年最高裁判決が考えるのは、既発生 of 債権であろうが将来債権であろうが流動債権譲渡担保の設定は、譲渡対象債権の確定的な移転であるとしていることにある。すなわち、債権譲渡担保の法的構成を権利移転的構成と捉えているからである。債権譲渡担保については、動産・不動産の譲渡担保のように所有権的構成や担保権的構成との対立のように、権利移転的構成と担保権的構成との対立がそれ程なく、権利移転的構成が学説も多数で採られている<sup>45)</sup>。債権譲渡担保の場合には、動産・不動産の譲渡担保のように設定者留保権に相当する(準)物権的地位を觀念することが困難であるからであるとされている<sup>46)</sup>。また、金銭債権の譲渡担保の場合には、被担保債権額を提供して意思表示することにより、弁済受領や供託がされなくても権利が設定者に直ちに復帰するという形成権としての受戻権を考える意味も少ないとされている<sup>47)</sup>。不動産や動産と異なって金銭には個性がなく、物としての金銭を回復することに特段の利益はないし、被担保債権額と譲渡した債権の額の差が小さい場合には、差額を清算する方が簡略だからである<sup>48)</sup>。さらに、第三債務者の地位の安定を考えるべきであるともされている<sup>49)</sup>。動産・債権譲渡特例法4条の債権譲渡登記では、譲渡の目的が何らの制限もなく、担保目的でも、権利移転一般でもどちらでもよいことになっている。同法8条2項2号により登記ファイルには債権譲渡登記の登記原因が記録され、譲渡担保ならば、売買、贈与等と区別して譲渡担保と記録されるが<sup>50)</sup>、不動産・動産と同様に債権でも権利移転登記がなされており、それを第三者は認識することになる。そして、第三債務者も同法4条2項により譲渡対象債権の債務者に登記事項証明書を交付しての通知がたとえなくても債権譲渡登記を見て認識することもありうる。その認識で同条同項の承諾を第三債務者がしようとすることもありえないではない。よって、権利移転の法形式は債権譲渡担保の法的取り扱いにおいては、十分考慮されるべきであると共に、債権譲渡担保の場合には動産譲渡担保と異なり第三債務者の地位の安定も考慮すべきという要素も加味される。したがって、債権譲渡担保の法的構成を権利移転的構成で捉えるべきであると解する。

45) 松岡久和「譲渡担保(3)」法セ710号61頁(2014)、潮見『プラクティス債権総論』・前掲注(44)473頁、伊藤義一「判批」ジュリ1249号167頁(2003)、小野・前掲注(44)62頁、平野・前掲注(44)312頁、池田真朗「判批」金法1652号25頁(2002)など。これに対し千葉美恵子「いわゆる流動型集合債権譲渡担保と対抗要件」ジュリ1223号79頁(2002)は担保権者が担保目的債権の債権者ではなく、債権上の担保権を取得していることを根拠に担保目的となっている債権自体は設定者に帰属するとされる。

46) 潮見『プラクティス債権総論』・前掲注(44)473頁。

47) 松岡・前掲注(45)61頁。

48) 松岡久和「譲渡担保(2)」法セ709号65頁(2014)。

49) 松岡・前掲注(45)61頁。

50) 植垣勝裕=小川秀樹『一問一答 動産・債権譲渡特例法』91頁(商事法務, 3訂版補訂, 2009)。

米国では、UCC § -318(a) により債権譲渡担保は譲受人に債権が確定的に移転している。すなわち、わが国でいうところの権利移転的構成と同様の法律関係となる。UCC § 9-205 (a) (1) (B) でも、債務者が担保物の取立ての許可を認める合意を有効としており、担保権者と設定者の独立の債権的合意としているところである。なお、わが国では、平成13年最高裁判例の事案のように、担保権者と設定者の間で締結された債権譲渡担保契約で設定者に譲渡対象債権の取立てを認めた条項を譲渡担保権設定通知で第三債務者に示す方式を採用することが考えられる。そして、同判例はこの譲渡担保権設定通知は、確定日付ある証書で行えば、民法467条が定める第三債務者及び第三者に対する対抗要件を具備することになるとしている。

また、流動動産の処分権は、設定者の倉庫等にあり、それが設定者のまさに本来業務として販売するものである。これに対し、流動債権の取立権は、売掛金の回収にあたり設定者の業務ではある。しかし、金銭を取得するという点では融資を受けた場合や営業外収入を得ること等となんらかわらない。さらに、設定者は担保権者に履行期が到来した被担保債権額については弁済しなければならないということからすれば、設定者が取立てをした後、担保権者にその金額を弁済することと、担保権者がその金額を直接取り立てることとは同じである。したがって、流動財産譲渡担保が設定者の事業継続を図るための担保であるという趣旨からすれば、流動債権の設定者の取立権は流動動産の設定者の処分権よりも重要性は後退するものといえる。このように流動債権譲渡担保の場合には、流動動産譲渡担保とは異なる状況があり、同列には論じることはできない。

しかし、流動債権の場合には、流動動産と異なり担保権者と設定者だけでなく、第三債務者に対しても二重弁済の危険が生じないように配慮しなければならない。そこで、債務者対抗要件を具備していなければ担保権者（譲受人）は第三債務者に取立てをすることができない。特に、民法467条の債権譲渡の対抗要件具備とは異なり、動産・債権譲渡特例法4条1項により債権譲渡登記ファイルに債権譲渡の登記により第三者対抗要件は具備されても、同条2項により譲渡対象債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知がなされおらず、またその債務者からも当該債権譲渡の承諾がなければ、債務者対抗要件は具備できていないというサイレント型の債権譲渡がなされることがある。この場合には、担保権者（譲受人）は当該債権の取立てができず、その債務者も譲渡人（設定者）への弁済は有効である。もし、担保権者（譲受人）が当該債権譲渡の債務者対抗要件を備えない場合には、設定者は譲渡対象債権の通常の営業の範囲内での取り立てができると考えられる。設定者が被担保債権について不履行に陥れば、担保権者は当該譲渡対象債権の登記事項証明書をその債権の債務者に交付して通知すれば良いので、担保権者を害するような取立てではない。もし、ここで設定者に取立てを認めなければ、担保権者も譲渡対象債権の債務者に取立てできないことから、譲渡対象債権が消滅時効にかかることもありうる。

なお、譲渡対象債権が譲受人（担保権者）に確定的に移転している以上、担保権者が債務者対抗要件を具備する場合には、担保権者は第三債務者に譲渡対象債権の履行を請求できるし、第三債務者から担保権者（譲受人）への弁済は有効である。そして、あとは担保

権者（譲受人）と設定者（譲渡人）の取立権留保に関する特約があれば、その債権的合意の不履行の問題として処理される<sup>51)</sup>。もし、特約がなければ、担保権者（譲受人）と設定者（債務者）の間で清算されることになる<sup>52)</sup>。

UCC § 9-406(a) でも、アカウント債務者の（譲渡人への）弁済の抗弁が規定されており、同条同項前段には、アカウント債務者は、満期のきた金額または満期となる金額が譲渡されたこと、かつ、その支払いが譲受人に対してなされるべきであることを記載した、譲渡人または譲受人によって正本化された通知を当該アカウント債務者が受理するまでに譲渡人（設定者）に有効な弁済ができると定められていた。そして、UCC § 9-607(a) により、担保権者は債務不履行後にアカウント債務者に対し、自らに支払いをするように通知した上（(1)号）で、アカウント債務者に譲渡対象債権の取立てが認められていた（(3)項）。また、UCC § 9-607(a)(2) では、UCC § 9-315 により取得したプロシーズの満足も受けられるとしていた。このように動産・債権譲渡特例法4条では、債務者に対して二重弁済の危険を防止した上で、第三者対抗要件を簡素化する趣旨から規定されており、規定に際してはUCCの立法例も参考にされている<sup>53)</sup>。債権譲渡登記で同一の構造が採られており、軌を一にするものである。

さらに、将来債権譲渡担保の有効性を認めた最三小判平成11年1月29日民集53巻1号151頁は、その有効性を原則認めるとしても「契約締結時における譲渡人の資産状況、右当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがあるものというべき」として、①譲渡人（設定者）の営業活動の範囲を著しく制約するような長期・多量な過剰担保である場合や、②譲渡担保権者以外の他の債権者に対し過剰な優先弁済となるような場合には効力を否定している。前者の設定者に対して過剰担保でもその効力が否定されることからすれば、前述のような設定者の取立権が認められても良いと考えられる<sup>54)</sup>。

51) 潮見『信託取引と民法法理』・前掲注(44)90頁。

52) これに対し、道垣内弘人『担保物権法』344頁以下（有斐閣，第3版，2008）は、担保権者（譲受人）と設定者（譲渡人）の間で譲渡対象債権の取立権を譲受人に認める特約がなければ、担保である以上、債権質（民法366条3項）と同じく、譲渡担保権者は第三債務者に供託を請求することしかできず、その供託金上に被担保債権の弁済期到来まで譲渡担保権が存続すると解すべきであるとされる。なお、このことは個別の金銭債権の譲渡担保の項目で記述されているが、同書353頁で、集合債権譲渡担保といえども、結局、個々の債権ごとに権利関係を問題とせざるをえないので、同様に考えて良いとされる。

53) 植垣＝小川・前掲注(50)49頁以下。

54) 千葉・前掲注(45)78頁は、実行通知がなされるまで設定者に流動債権の取立権を付与することは、被担保債権よりも譲渡対象債権が多額であったとしても、流動債権譲渡担保が不当に設定者の経済



このように設定者に流動債権の取立権を認めたとしても、担保権者は被担保債権を回収するのに問題なく、担保権者は保護されているといえる。

なお、債権譲渡担保の法的構成について、権利移転的構成を採用するので、設定者には権利が帰属しておらず、延長型流動債権譲渡担保において、債務者対抗要件が具備されていない場合であっても、譲渡人（設定者）には譲渡対象債権を第三者に譲渡することは認められないことになる<sup>55)</sup>。

## 5. お わ り に

UCC（米国統一商事法典）が初期融資者の優越の法理の例外として、UCC § 9-320(a)の規定を示し、通常の営業の過程における買主を保護する趣旨として、①担保物件の販売による収益によって債務者が被担保債権の返済原資を得ることを通じて担保権者の利益にもなること、②取引の安全を図ること、③担保権者の利益はプロシーズによって図ることであった。

---

的自由を拘束したとはいえ、過剰担保として当該譲渡担保契約が公序良俗違反（民法90条）であると解される余地が減少する点を指摘されている。

- 55) この点について、千葉・前掲注(45)79頁以下は、担保権者が担保目的債権の債権者ではなく、債権上の担保権を取得していることを根拠に担保目的となっている債権自体は設定者に帰属し、担保権の実行通知がなされるまで設定者が取立権を有すると解する見解にあっても、設定者に譲渡対象債権の取立権があるため、担保権者（譲受人）が被担保債権を回収しようとしても担保目的財産がすでに消滅している危険性が大きいとされる。そこで、被担保債権の額に比して、多額の債権を担保目的とすることで対処している。そのような担保目的財産を減ずるような第三者へ処分することは認められないとされる。これに対し、取立権限が付与されているので、通常の過程に従ったものであれば、譲渡は自由であるとする見解もある。安永正昭『講義物権・担保物権法』429頁（有斐閣，第2版，2014）。

仮に、債権譲渡担保の法的構成について、担保権的構成を採用しても、流動債権譲渡担保の設定者に担保目的債権の第三者への処分は認めるべきでない。流動財産譲渡担保における設定者の処分権は、設定者の倉庫等にあり、それが設定者のまさに本来業務として販売するものであった。これに対し、延長型流動債権譲渡担保における設定者の売掛金債権の回収はその資金を被担保債権の弁済の原資にしたり在庫を仕入れたりするというような本来想定される設定者の通常の営業業務とはいえようが、担保目的財産となっている譲渡対象債権を第三者に譲渡することは設定者の通常の営業業務とはいえない。また、担保目的財産が金銭債権である場合には、動産のように一旦換価して被担保債権の弁済を受けるというものでなく、担保権者がその債権額すべて直接的に弁済を受けられるものであるから、当該担保目的債権を債権額より安価に譲渡されると、その代価が設定者のもとに残存していたとしても、債権譲渡は担保権者を害することになりうる。資金需要が高い設定者であれば、将来債権等の場合、履行期未到来の債権であるということで、期限の利益を考慮してもなお債権額よりもかなり安価な代価で譲渡してしまう可能性が高い。さらには、債権譲渡担保が二重設定された場合に、先に担保目的でなされた債権譲渡がサイレント型でなされたならば、第二譲受人が債務者対抗要件を備えて、第三債務者からの弁済を受領してしまうおそれがある。もちろん、第一譲受人は、第三者対抗要件を具備していた場合、この第二譲受人に対し不当利得返還請求できるが、それでも第二譲受人の資力の問題や行方不明の問題等があり、第一譲受人が害される可能性がある。

このような考慮は、わが国では、①流動動産譲渡担保が債務者（設定者）事業継続のための担保であるという観点、②取引の安全の観点、③担保権者の一定の保護を物上代位制度によって図れるという観点であった。

このうちの3番目の観点につき、UCCでのプロシーズによる担保権者の保護と、わが国の流動動産譲渡担保に基づく物上代位制度および延長型流動債権譲渡担保による担保権者の保護を比較することで、わが国の流動動産譲渡担保の設定者の担保目的動産の処分権のあり方の考慮要素になると考え検討してみた。

そして、UCCでのプロシーズと同様に、わが国においても流動動産譲渡担保に基づく物上代位制度および延長型流動債権譲渡担保による担保権者の保護を図れる制度であると評価した。また、設定者の流動債権の取立権についてもUCCでもわが国でも同程度認められ、担保権者を害するものではないと評価した。このことから、わが国の流動動産譲渡担保における設定者の目的動産の処分権は、UCC § 9-315(a)と同程度に担保権者の保護が図られている基礎はあると考えられる。